

入 札 説 明 書

令和7年6月4日千葉市公告第 436 号により公告した自動車賃貸借契約(長期継続契約)の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1)契約名

自動車賃貸借(普通乗用)(長期継続契約)

(2)業務概要

別添仕様書のとおり

(3)賃貸借期間

令和8年3月26日から令和13年2月28日(令和7年度～令和12年度)までの60か月

(4)納入場所

千葉市中央区千葉港1-1

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

(2)令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて(以下「入札参加資格の認定」という。)いる者のうち、業種が(大分類)『リース』、(中分類)『自動車・船舶』として登録されている者であること。

(3)共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記(1)及び(2)の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記(3)の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

(4) 令和2年度から令和6年度までの間に、同種の車両賃貸借業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出等

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和7年6月16日(月)まで

(持参する場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)

(2) 提出場所

千葉県財政局資産経営部管財課

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 履行実績を証する契約書等の写し

(4) 提出方法

提出書類は、後掲7の契約事務担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、前記3の契約事務担当課宛てに、書留郵便にて必着のこと。

(5) 確認通知

令和7年6月18日(水)までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛て「入札参加資格確認結果通知書」を簡易書留郵便にて発送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札に関する質問

(1) 提出期間

ア 入札参加資格における質問

公告の日から令和7年6月10日(火)まで

イ 仕様書における質問および同等品確認

公告の日から令和7年6月13日(金)まで

(2) 提出方法

後掲7契約事務担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題は「自動車賃貸借(長期継続契約)普通乗用に係る質問」とすること。持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差支えない。

(3) 質問に対する回答

ア 入札参加資格における回答

令和7年6月12日(木)まで

イ 仕様書における回答

令和7年6月18日(水)まで

上記期限までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、千葉県ホームページ内「入札情報等」(<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>)

の入札(見積)募集案件「物品」の当該案件リンク先に掲載する。なお、質問が無い場合は、回答しない。

6 入札手続等

(1)入札期間

令和7年6月19日(水)午前9時00分から令和7年6月25日(火)午前11時00分まで
本件は、遠方からの参加も考慮し、入札書の事前提出による非参集型入札で実施する。

(2)入札時の提出書類

入札の際には、入札書を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(3)辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を後記7の契約事務担当課に、入札辞退届を提出すること。提出方法は、持参・郵送・メールとする。

(4)入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度に要する金額とする。金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(参考:入札金額=月単価[税抜き]の30分の1×契約初月の日数)

(5)入札書の提出方法

入札者は、入札書を二重封筒とする。内封筒の表には「発注案件名、入札者の商号又は名称」を記載のうへ、封かんする。(封印なしでも可とする。)外封筒の表には「入札書在中」と朱書きする。後記7の契約事務担当課宛とし、入札期間中に書留郵便にて必着のこと。ただし、入札期間中に郵送と同様、二重封筒に必要事項記載のうへ、郵送先に持参することも可とする。なお、入札書等提出に伴う郵便費用は、参加者の負担とする。

(6)入札保証金

要 契約初年度に要する金額の100分の10とする。

ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(7)無効又は失格となる入札

ア 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札は、失格とする。

イ 入札期間までに提出先に到着しない場合は、失格とする。

ウ 指定の入札書を使用しない場合は、無効とする。

(8)開札日時及び開札場所

令和7年6月26日(木)午後2時00分 千葉市財政局資産経営部管財課(高層棟6階)

(9)落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(10)落札決定通知

落札者決定後、すみやかに電話にて入札参加者に連絡します。

5 再度入札の実施

- (1)開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、電子メールにて参加可能な者へ改めて入札書等の郵送先および提出期限の通知を行う。
- (2)再度入札の回数は、2回とする。
- (3)再度入札には、前回の入札に参加しなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

6 契約の手続等

(1)契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。)

(2)契約書作成の要否

要

(3)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4)契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記7の契約事務担当課で閲覧できる。

7 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部管財課車両班(高層棟6階 C カウンター)

電話 043-245-5084

メール kanzai.FIA@city.chiba.lg.jp

8 その他

- (1)入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2)契約初月を除く毎月の支払額は、定額とする。
- (3)この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、これにより受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。